

議事日程(第5号)

平成24年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 平成24年度高鍋町一般会計予算
- 日程第8 請願第1号 若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願
- 日程第9 議案第15号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第19号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成24年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成24年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 発議第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書
- 日程第20 発議第2号 公的年金2.5%削減に反対する意見書
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 平成24年度高鍋町一般会計予算
- 日程第8 請願第1号 若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願
- 日程第9 議案第15号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第19号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第20号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成24年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成24年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 発議第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書
- 日程第20 発議第2号 公的年金2.5%削減に反対する意見書
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

- | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 水町 | 茂君 | 2番 | 徳久 | 信義君 |
| 3番 | 岩崎 | 信や君 | 5番 | 緒方 | 直樹君 |
| 6番 | 池田 | 堯君 | 7番 | 中村 | 末子君 |
| 8番 | 黒木 | 正建君 | 10番 | 後藤 | 隆夫君 |

11番	青木	善明君	12番	松岡	信博君
13番	永友	良和君	14番	柏木	忠典君
15番	八代	輝幸君	16番	津曲	牧子君
17番	時任	伸一君	18番	山本	隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐	昌敏君	事務局補佐	野中	康弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	教育委員長	児玉	安夫君
農業委員会会長	渡瀬	俊弘君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	間	省二君	政策推進課長	森	弘道君
建設管理課長	芥田	秀則君	農業委員会事務局長	松木	成己君
産業振興課長	長町	信幸君	会計管理者兼会計課長	原田	博樹君
町民生活課長	三浦	敏君	健康福祉課長	井上	敏郎君
税務課長	田中	義基君	上下水道課長	森	俊彦君
教育総務課長	黒水	日出夫君	社会教育課長	三嶋	俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） おはようございます。議会運営委員会より御報告申し上げます。

16日の一般質問終了後、正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今期、定例会に付議されました案件は26件で、うち同意1件及び補正予算8件については、既に本会議におきまして審議を終えたところであります。残りの議案16件と請願1件につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にその審査を付託され、それぞれ審査を終えたところであります。新たに、平成23年度一般会計補正予算（第6号）並び議員発議の意見書2件、計3件が追加提出されております。副町長及び関係課長、並びに事

務局より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ御報告といたします。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり3件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 請願第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第9号町道路線の廃止についてから日程第8、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成24年第1回定例会において総務環境常任委員会に付託されました案件は、議案第12号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する一部改正について、議案第13号高鍋町税条例の一部改正について、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についてです。日程は、3月8日の特別委員会終了後から3月13日までの5日間第1委員会室及び現地での調査を委員全員で行いました。委員会審査においては、担当部局よりおいでいただき、詳細な説明を受け、質疑を行いながら進めてまいりました。

まず、議案第12号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する一部改正については、今まで町民税、国民健康保険税徴収嘱託員は分けての徴収に当たっているようになっておりましたが、今回徴収業務を一括まとめて行えるよう条例の改正を行いたいとの説明がなされました。

委員からの質疑はなく、討論を求めました。討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号高鍋町税条例の一部改正については、東北大震災を受けて雑損控除についての改正及びたばこ税の配分を4,618円を5,262円に多く配分されるもので

あるとの説明がなされました。

委員からの質疑はなく、討論を求めました。討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算中、関係部分については審査順に報告をいたします。

まず、会計課より新たに指定金融機関から、庁舎にあります金融機関出張所の運営について、事務取り扱い手数料の変更の申し入れが行われ、同じ金融機関を要しています木城、新富も同様の金額とするため、105万円を支出するとの説明がありました。また、残高証明手数料については、免除していただくことになったことも合わせて報告がありました。

委員より、自治体で指定金融機関を持っていないところはどうに運営しているのかとの問いに、日之影、五ヶ瀬の2町は書類を金融機関窓口で処理しているとのことでした。

次に、政策推進課関係では、歳入関係で入湯税については1,900万円の減額としたこと、地方特例交付金については子ども手当の廃止に伴い大幅な減収としたこと、地方交付税については国での交付税予算が昨年度より多くなったために、昨年度決算見込み額の95%に、特例交付税については減額される予定だったが、据え置きが決まったことにより6%としたこと。また、美術館の特別展では片岡鶴太郎展を予定しているが、どこでも黒字が見込まれるため企画としたこと、再編交付金は6年目であり、今年度から1割ずつ減額されること、県支出金では統計調査における拠点廃止に伴い清算金が発生すること、緊急雇用事業については下水道、国保の2業務と委託されるFMラジオ番組制作にかかる費用などの歳入が上げられました。

国の防災、減災関係予算で、庁舎第2棟建設事業、町体育館大規模改修、西小学校グラウンド改修、西中学校防水工事など合わせた避難施設などを計画した地方債を組んだとの説明がありました。

歳出では、地域公共交通協議会負担金について、路線確保についてはどうしても協議会に参加しないとできないということでした。また、再編交付金の一部を活用し、マイクロバス購入を計画しているとのことでした。

委員より、バス路線の確保は大丈夫かとの問いに、協議会で認められると考えているとの答弁がありました。

情報管理係では、さきの津波を警戒し、防水できる情報を保管する金庫購入との説明に、委員よりどんな金庫かとの問いに、今の情報テープは小さいもので移動できる重さのものでとの答弁がありました。また、電算に関してクラウド方式があるがとの質疑に、検討は行った。通常経費が一、二割減少とのことだが、高鍋での方式でも平成27年にはクラウド方式より少なくなるように検討しているとの答弁でした。

委託されるFMラジオ番組については、委員より質疑が殺到しました。その1つを報告します。委員より、どんな内容で行い、その効果は期待できるのか、またお金の使い方はどのようにするのかとの質疑に、金曜日のお昼の番組で現在西米良が行っている。西米良

ではリスナーからの問い合わせが来ている状況である。委託料についてはプロデューサーほか2名雇用する。その方が、高鍋に来て情報収集して放送する。町民への関心度アップもあるが、県内外のリスナーの方への発信もありますので、その効果を期待しているとの答弁がなされました。

次に、総務課関係です。特別職、職員、消防団、庁舎等の経費及び選挙管理にかかる仕事がある。徹底した経費削減に努め、必要最小限の予算計上を行っている。特に、平成24年度は防衛省の補助を受け屋外防災無線設置を3箇年で行う予定、緊急防災減災事業についても国の予算を活用して町民の安全安心の確保に努める。また、昨年名誉町民の上條氏が御逝去されたことによる町費計上、4月21日に葬儀をとり行いたいと考えているとの説明がありました。

ほかの特徴的なことは、グリーンカーテン、職員が駐車場利用について協力金を拠出しておりますが、その使い道は公用自転車の購入など、町民サービスに欠かせないことについて、アイデアを盛り込み計上されているとのことでした。

また、防犯パトロールいわゆる青パトの運用に関しては、雇用に関する補助がなくなり、基本的には職員運行で行うこと、交通安全対策については地域から出されているカーブミラー等の要望にはできるだけ応じる予算計上をしている。来年2月に行われる町長選挙の経費及び海区漁業調整委員選挙については、高鍋には立候補できる漁業者はいないものの、投票業務に関しては行わなければならないため計上しているとの説明がありました。

また、消防関係については、消防団経費及び東児湯消防組合負担金、消火栓維持管理について説明がありました。

歳入については、健康づくりセンターの土地購入に関して、交通安全にかかるもの、自主防災にかかる歳入では、昨年より1割カットと、土地貸し付けでは九州電力への電柱設置などがあるとの説明がなされました。

委員より、防災ヘリの運行について負担金があるがとの質疑に、高鍋町でも牛牧での事故関係や行方不明者の捜索に出ただき、早急な対応ができ、一命を取りとめたり、見つからなかった行方不明者が発見されたりして活用されているとの答弁がありました。

また、海区漁業調整委員選挙について、選挙に出るにはどのような資格が必要なのか、カキ業者もおられるがとの問いに、船などについて規定があり、高鍋には存在しないとの答弁でした。

次に、議会について議員年金の廃止などに伴い6.8%減額の予算であること、今年度は議会の活性化策を検討し予算計上したこと、6月議会から各常任委員会に要点筆記の職員を配置すること、議場のマイク設備が老朽化しており、その改善を図る予算の計上などの説明がありました。

委員より、マイクは個人配備になるのかとの問いに、従来からの予算のためマイクは今までどおりだが、スムーズに動かせるようにしたいとの答弁でした。

委員から、できるだけ1人1つのマイク設備にしていきたいとの要望が出されまし

た。公平委員会については、3名分の報酬予算であるとの説明でした。

監査については、代表監査、議会選出監査に対する費用であるとの説明がありました。

委員より、監査事務を行うことで、議会事務は大丈夫かの問いに、現在は会議録を委託している関係で、現在の人数で大丈夫であるとの答弁でした。

次に、下水道課についてです。歳入の緊急雇用を利用して長寿命化計画などを継続していること、合併浄化槽について通達で今まで3分の1と規定されていたのが、3分の1以内となったことの説明がありました。

委員より、合併浄化槽の設置基数は不足しないのかとの問いに、建築会社の方と連携をしながら、設置関係については考慮されている。現在これ以上の基数を確保するのは大変難しいとの答弁でした。

次に、合併浄化槽の歳入割合が県については3分の1以内となったようだが、それによって個人負担増加とはならないかとの問いに、高鍋町では住民負担は従来どおりと確認している。その負担は町が負担することを決めているとのことでした。

次に、町民生活課についてです。住民基本関係と環境に関する部門です。戸籍関係での歳入歳出について、従来どおりの歳入歳出が見込まれて予算化しているとの説明でした。

委員より、電算化委託について法務省との連携はできるのかとの問いに、法務省との連携予算ではなく、明治19年から戸籍に関してはできているが、当時の原戸籍の保存年数が150年保存へ伸びたことによるもので、年3回法務局に情報提供するためのものであるとの答弁がありました。

次に、環境関係について、唐木戸霊園について今年度で造成を行うこと。また、その使用募集については遺骨を所有している方が、墓所がまだなど切実な要望者から先に購入できるようにしていきたいとの説明がありました。

ごみ問題では、委託先を一本化していくこと、西都児湯環境整備組合への負担金、葬祭場建設負担金などについて説明がありました。

委員より、事業系ごみと家庭、いわゆる一般ごみについて、収集についての金額の相違はあるのかとの問いに、事業系は1トン6,300円で、家庭ごみのおおよそ倍の金額ですとの答弁。宮崎エコクリーンプラザへの貸付金について裁判をしているが、その方向性はどうなるのかに対して、現在訴訟中であるが進展していないとのことでした。また、葬祭場建設について、1市5町での参加はできるのかに対し、環境整備組合で川南町、都農町の町長が参加の意思を表示されたので、大丈夫ではないかとの判断をしていると答弁されました。

次に、税務課関係です。町税収入については、全体的に町民の個人所得は落ちているが、16歳未満の扶養控除廃止で5,300万円の増があるため、昨年よりわずかですが増、固定資産税については評価替えに伴う減額が予想されること、事業廃止なども追い討ちをかけている状況であること、税務課は17名の職員で業務を行い、徴収嘱託については町税、国保、介護、保育料徴収なども混在しているとの説明でした。平成7年に購入した軽

自動車についても買いかえを行うこと、委託料は固定資産評価業務の委託などが主なものであるとの説明でした。

委員より、ネット公売については効果が上がっているのかに対して、現在も常時行っているとのことでした。

以上で、質疑は終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第16号平成24年度一般会計関係部分に対して、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第12号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。それでは、平成24年第1回定例会産業建設常任委員会の報告を行います。

平成24年第1回定例会におきまして、産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第9号町道路線の廃止について、議案第10号町道路線の認定について、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について中、関係部分について、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算書中、関係部分について、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願書の5件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は3月8日から3月13日までの5日間、第3委員会室に産業建設常任委員会全員が出席し、執行当局に担当課長、局長及び関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第9号町道路線の廃止について、議案第10号町道路線の認定について、建設管理課より説明を受けました。廃止については、東九州自動車道関係が12路線、県

道関係が6路線、認定については東九州自動車道関係が28路線、県道関係が17路線、寄附採納が2路線であるとの説明がありました。

委員より、東九州自動車道関係の道路の認定に関して町としてはよかったのか、悪かったのかとの問いに対して、財源面でもマイナスは出ておらず、舗装も行き届きよかったとの回答がありました。また、住民の利便性はの質問に対し、大変よくなっているとの回答がありました。

議案第9号町道路線の廃止については、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第10号町道路線の認定についても討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について中、関係部分について建設管理課より説明を受けました。

内容は、高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正で、主な箇所は第6条第1項で定めるものということ、これは言葉ですが、規定で定めるものに改めているところであり、公営住宅の入居に関しては公営住宅法施行令で特に居住の安定を図る必要がある場合には、単身でも入居ができるように定まっていたが、今回の地域主権1次一括法でそれが廃止されたため、それぞれの地方公共団体に入居の要件を定めることができるようになったとの説明がありました。

質疑はなく、討論の結果、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について審査を行いました。

初めに、農業委員会より説明を受けました。歳入の主なものは、農業費補助金の農業委員会等交付金165万2,000円、農地制度実施円滑化事業補助金167万7,000円、また農業費受託事業収入としては農業者年金業務委託金、農地保有合理化事業等事務委託金等が上げられる。歳出の主なものについては、農業委員13名分の報酬や一般職の給料及び農地相談委員や事務補助、パート等の賃金などが上げられる。旅費では、農業委員による視察研修費、負担金補助及び交付金の32万7,000円は、高鍋町農業者年金受給者協議会補助金や宮崎県農業会議負担金などである。全体では農業委員が11名、これは2名なくなりましたので、また2人ふえて13名ということになっております。13名になったことにより報酬が必要になった分の増額があったとの説明を受けました。

委員より、視察研修の内容について質問があり、熊本市のガールズクラブの農業体験と人吉市の耕作放棄地を利用した小学生の体験学習を視察したとの回答がありました。

次に、建設管理課より説明を受けました。歳入の主なものは、高鍋駅前駐輪場の使用料630万円、道路使用料として道路法定外公共物使用料355万円、住宅使用料として公営住宅使用料8,467万8,000円などである。

国庫補助金では、道路橋りょう費補助金で、社会資本整備総合交付事業、これは55%補助であります。大峰村、大池久保線等3路線の整備が計画されている。

国庫支出金の土木委託金では、水門操作委託金で、小丸川、宮田川水系の国交省管轄12箇所、県補助金では木造住宅耐震改修工事費、県支出金の土木費委託金では水門操作委託で、切原川、宮田川水系の県管轄の9箇所などである。

歳出の主なものは、土木費の土木総務費で工事請負費、これは持田地区舗装工事156万3,000円、建設費の負担金補助金及び交付金では、建築物耐震改修等事業補助金261万6,000円、道路維持費では道路補修や道路の木の剪定の賃金、道路新設改良費では工事請負費として樋渡（1）線等3路線が上げられる。

社会資本整備総合交付金事業、これも補助率55%で東光寺鬼ヶ久保線、中嶋中河原線の測量設計委託料に4,000万円、工事請負費とて大峰村大池久保線に3,500万円等が上げられる。

また、自然災害防止事業費では負担金として脇地区急傾斜地崩壊対策事業負担金、公園管理費では浄化槽維持管理の委託、舞鶴公園整備事業の工事請負費等が上げられる。

住宅管理費では、公営住宅の修繕料1,000万円、単独災害復旧費では工事請負費として道路河川災害復旧工事等が上げられるとの説明を受けました。

委員より、東光寺鬼ヶ久保線は花守山につながる道路ではないのかの問いに対し、大雨のときには坂本坂が通行どめがたびたび多いため、花守山とは別に考えていた道路で町の総合計画の中にも以前から計画をされていたとの回答がありました。

次に、上下水道課より説明を受けました。歳入についてはなく、歳出については工事請負費として都市下水路しゅんせつ工事、これは下火月、上江、萩原の3箇所、130万円であります。それと、公共下水道の繰出金であるとの説明がありました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、産業振興課より関係部分について説明を受けました。歳入の主なものは、農業費分担金として一ツ瀬土地改良区の基幹水利施設管理事業の分担金523万2,000円、県支出金の農業費補助金として新規事業の個別所得補償経営安定推進事業補助金ほか、3事業、林業費委託金として松くい虫薬剤防除事業委託金121万6,000円、諸収入の交流ターミナル運営資金貸付金元金収入としての600万円等が主なもので、歳出については農業総務費の8,273万円、これは給料や共済費が主であります。

農業振興費については、新規の野菜産地経営安定強化支援事業負担金や葉たばこ転作物物支援対策事業補助金408万1,000円と、4つの負担金及び補助金等が上げられる。

生産調整対策事業費としては、新規で戸別所得補償推進事業補助金、これは米、そば、大豆、飼料作物を対象に182万2,000円、畜産業費としてはヘルシー牛肉生産経営確立事業補助金144万円や優良雌牛導入事業補助金225万円、農地費として新規の尾鈴畑かんにかかる県営事業負担金875万5,000円等が上げられる。

また、地域振興費としては四季彩のむら景観整備事業補助金167万4,000円や、

県環境保全型農業推進補助金これは持田地区のヒマワリの種代3分の1の補助100万円等が上げられる。

農村施設費としては、新規の農産物加工施設工事の請負費として3,500万円、林業振興費としては松くい虫薬剤防除委託料として243万4,000円、商工業振興費としては、まちづくり会社設立事業委託料253万6,000円、これは1人分の人件費であります。新規の小規模事業者特別融資制度利子補給補助金、商工業振興対策補助金、中小企業相談所事業補助金等が上げられる。

観光費としては、高鍋町観光協会補助金790万円が主なものであるとの説明がありました。交流ターミナルについては、活発な質疑が数多く出ましたので、主なものを報告いたします。

委員より、入湯税は収入に入れるのかの問いに対して、収入には入れないとの回答がありました。赤字額は見込みで750万円と、入湯税の未払いが1,050万円で、合わせて1,800万円との回答がありました。

次に、経営改善の方向性はの問いに対し、取締役会で数値的な目標設定、広報活動の徹底、福祉施設への営業活動等を指摘されているとの回答がありました。

赤字が出るのは問題ではとの問いに対し、建設時に都市と農村との交流施設として立ち上げたことにより、それぞれの目的にあった運営をしなければならないため、難しい面もあるとの回答がありました。

農産物加工施設は、どこに建設し、だれが管理するのかの問いに対し、温泉入り口駐車場で管理者については検討中であるとの回答がありました。

また、尾鈴畑かん県営事業の負担金の内訳と、現在の同意率はこの問いに対し、年度事業費は5,000万円、これは設計費であります。うち、18.3%が町の負担で、高鍋と川南で受益面積割をしている。また同意率は現在50.4%であるとの回答がありました。

商工費、まちづくり会社設立事業委託金のシステムはこの問いに対し、24年度の会社設立を目指して、町より商工会議所に委託し、1名の雇用のための人件費であり、設立に伴う経費は含まれていないとの回答がありました。

観光協会補助金の増額分は幾らかの問いに対し、職員1名分の人件費240万円が増額であるとの回答がありました。

まとめに入り、委員からの討論はなく、採決の結果、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算書中、関係部分については賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願について審査を行いました。

審査の前に、委員全員と産業振興課、建設管理課、農業委員会で現地調査を行い、住民の方々の話も聞きました。その後、委員会室で審査を行い、委員より打てる対策はこの問いに対し、町単独の土地改良事業補助金等が使えるとの回答がありました。また、改良区の責任はないのかの問いに対しては、今回のケースになると全くないとはいえないが、個人

の管理の責任が問われるとの回答がありました。暫定的なものでは解決にならないので、根本的な解決策を見出してほしいといった意見も出ました。

委員からの討論はなく、採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

只今から、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号町道路線の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。一応3点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

1点目は、まずめいりんの里についての運営の方法なんですけれども、総括質疑でも行いましたけれど、確かに担当課長の答弁でレジオネラの問題については余り、答弁を割愛されましたけれども、私はまだまだ疑問点があるわけですね。あのときは3回しかできなかったために引き続きできなかった部分があるんですけれども、レジオネラの発生については十分委員会で審査をしていただいたと思っているんですね。

というのは、レジオネラが発生する仕組みが温泉に起因しているかのような、そういう答弁だったと思うんですね。そうじゃないんだということが、まだ納得できない部分がありますので、やはりあそこがちゃんとされないと、貸付金についてもいろんな問題についてもまだまだ審査のできる状況じゃないんじゃないかなというふうに思うんですね。温泉そのもののあり方が問われる、あれは重要な私は質疑を行ったつもりでしたので、委員会でも十分な審査が行われたと思いますが、その問題について委員長の委員会での審査を、答弁をお願いしたいと思います。

それから、まちなか活性化事業は確かに終わりましたけれども、昨日は物産館が新たに改築されて、リフォームされて、そのあれがあったんですけれども、私が今度どうやってまちなかを活性化するための予算で、このまた人件費なんかも上がっております。また、観光協会の人件費も上げられておりますよね。何のための人件費なのかというのが、よく理

解できない。

というのは、今の町なみを私は以前から空き店舗対策を含めて、私十数年前からやはりシャッター通りを何とかしてほしいということで、ずっと私は提案をしてきて、空き店舗対策についていろんな、家賃の補助をしていただいたりとか、そういうことも政策の上に乗せて、私ずっと商店街を注視してきたつもりです。よく見てきたつもりです。だからこそ、私はこういう質問が展開できるんだと思うんですけども、本当に空き店舗が多くなってしまって、いろんな、私がお願いしたのは例えばある食事をするとか、居酒屋さんとか、そういうところの方にもお願いをしたんですけど、できれば昼間でもちゃんとシャッターを上げておいてほしいと。そうすることが、私は一番街なりいろんな中町商店街なり、いろんなところの立花商店街の活性化が図られるんじゃないかと。まず、その第一歩がそうじゃないかということを書いてきているわけですね。

具体的に、例えば私は魚屋さんをちゃんとあそこの中に入れるべきではないかという提案もずっとしてきています。しかし、まだ実現していません。どれだけ若者が頑張っているか、私にはわかりませんが、頑張っている内容が私の見ている商店街の活性化と方向性が少し違うような気がしているものですから、今度はまちなかの空き店舗対策にどういった事業をして、どういった政策を持ってくるのかということが見えない。だから、1人雇用しても1年間雇用してだめでしたとなってしまったんでは、お金の無駄遣いではないかなと思いますので、その問題について私は答弁をしていただけたらというふうに思っております。

それから、いろんな補助金があります。例えば四季彩のむらに対する補助金なんかもありますけれども、私たちは観光地として四季彩のむらがクローズアップされていないというふうに思うんですね。そんな中で、やはり四季彩のむらにこれ以上ね、お金をつぎ込むことが本当にいいのかどうかということも、また今度は花守山と、四季彩のむらとは本当に対角線上にあるようなところを、今度は観光協会が主催となってやろうとしている。その事業もある。私は総括質疑でも申し上げましたけれど、やっぱり県の整備というのが非常に多過ぎるんじゃないかなと、それが何の役にも立っていないという状況が今現実ある中で、どうそれを解釈していいのか、ちょっと理解に苦しむ部分があるんですね。そこに予算をつぎ込んで、本当に効果があるのかどうかということを委員会の中ではどのように審査をされてきたのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） それでは、ちょっとのどが渴いたので、なかなか声も出ませんが、3点について答えられる範囲内でお答えいたします。

私の報告の中には、もう大分たくさん出たので割愛した面もありますので、まずその1点目のめいりんの湯のレジオネラ菌の問題についても、委員の中からもいろいろ出ました。まずこれがこういうことで町民が一番不安じゃないかと。レジオネラ菌のことですね。ただ、回答があったのはお湯の泉質としては物すごくいいものであると。だから、こ

れを管の中でそういうふうが発生してなっていくので、管の清掃とかそういうあれをしっ
かりやっていけば出ないと。だからもう一遍そういうめいりんの湯の温泉の質のよさを訴
えていく必要性があるということが、そういう話の中に出ました。

それと2点目のまちなかのことにつきましては、このまちづくり会社設立の人件費も出
ていますし、花守山の方も1人分の観光協会への人件費が出ております。これにつきまし
ては、こういう会社を設立していく中で、またまちづくり会社につきましては、出資等で
それを町がするとかいうことはまだ全然そこは決まっていなくてありまして、今度ま
ちなかの活性化事業が自主独立になってきました。もう補助がなくなったので、それで組
織をまずつくり上げていくということで、町の商工会議所、そういうところに一人雇いで
専門的な方を雇って、これから町の中に空き店舗を活用したりとか、あそこの一番街でい
ろんなイベントを行っていくようなための、そういう組織づくりをしていくためのそうい
うアドバイザー的な方を雇用してやっていこうと、花守山に関しても同じでございますが、
そういうことで回答が説明がありました。

それと、最後の四季彩のむらですね、今そのことについてももうあそこ辺は全然人が最
近行かんからということでどんげなっとかというような疑問も出ましたが、まずこの花守
山が成功すれば、ここを通して向こうにも客を寄せていきたいと。この客を向こうにも連
れていきたいというようなことで、そういう回答がありましたので、以上お答えをいたし
ます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） だから、私が先ほども質疑をしましたこの3点について、確かに
委員会でそういう審査は、なされたと思います。ただ、総括質疑で3回しかできないとい
ういろんな制約の中で、私も質疑を展開してきたわけなんですけど、私がいつも疑問に思
うのは四季彩のむらをやる時も観光客を呼び込む一つの、そして温泉に、温泉客をちゃ
んと呼び込むための政策としてあそこを整備したいということで、当初からやってきたけ
ど、結局一体何と、だれが行っているのと。田植えには行っているけれども、一部の人た
ちは確かにやっているやっているとされているかもしれませんが、それが町民に対し
てどうアピールできているのかということが、非常に薄いわけですよ。それに対してど
う対処していくのかというのが、まず1つ疑問点であるからその辺が議論されなかったの
かどうかということをまず聞きたいわけですよ。

それと、もう一つまちづくりの強化、今度出資者を募って、後やるということでしたけ
ど、私がお聞きした範囲では自分たちもちゃんとお金出してやるんですよ。そして今度
はもし、めいりんの里と同じように第三セクターをつくるということになれば、今度もし
それで赤字が出たらじゃあだれが責任取るのと、町がかかわっているんだから、また町が
責任とんない、また貸付金をしないと、そういうことになるのかどうか、今度は逆に言え
ば商工会議所に社長になっていただいて、ちゃんとそこを責任を取ってもらう団体をつく
り上げていかないといけないんじゃないかなと私なんかは思うんですね。その辺まで考え

て、このお金を出そうとしているのか、非常に疑問なんですよね。そこのところが、どういうふうに委員会では審議されたのかということをお私としては聞きたいわけですよね。

それと、花守山の件について、観光協会の部分がありますけれども、私はやはり観光協会の人員をふやしたとしても、本当に高鍋町の、東児湯5町の観光ネットワークというのをつくりたいということで、いろんな計画を以前からされていたと。私も聞き及んでおります。しかし、そのためにはやはりあそこには古墳があるというところで、その辺の政策的なもの、今度新しくいろんな計画にも載っていたということなんですけど、鬼ヶ久保から東光寺のほうに抜ける道路の問題ですね。その問題についても、あそこに本当にそういう道路が開通できたら、それは地域の皆さんには大変いい状況もあるのかなと思わなくてもいいんですが、でも本当にあそこに道路つくってひよっとしたら、ひよっとしたらですよ、狸が歩いていく道路になるんじゃないかとか、皆さん心配があるんじゃないかなと思うんです。北海道あたりでもそういうのがあるんですね。だから、そういう議論の中で、審査の中でそういった発想が出てこなかったかということが、一番心配なんですよね。

そして、先ほどのレジオネラの件については、確かに管の中で発生すると、だから滞留すると、常時流しておけば発生はしないんじゃないかなと私は個人の考えながら、そう思う部分があるわけですよね。だから、滞留させないようなやり方というのは、じゃあ一体何なのかとかかけ流し的なのをずっとやっていく、そういう部分というのを、管をやっぱり清掃する時間をいつ設けるのか、どうするのかと。なぜ、一番最初起きなかったのかと、古くなったから出たのか、そういう疑問点が委員会ではたくさん出されたと思いますが、その問題についてもどういう審査の内容で、審査の中でどういった発言があったのか、もう少し詳しくお聞かせ願えればと思っております。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） まず、1点目の四季彩のむらに関しては、今回花守山とか、そういうところが、前回もそうでしたけどメインになっていたので、四季彩のむらについてはその詳しい審査は、それ以上はありませんでした。

それと、そのレジオネラ菌の問題は総括質疑でも出ましたので、それ以上突っ込んだ質問等はありませんでしたが、やっぱり一番のそこがレジオネラ菌というその名前が一番ネックであると、先ほども申しましたように、やっぱり管の中で発生するというので、それを絶対今後起こさないようにするというのを、回答をもらって、その審査は終わったところで、深く突っ込んだ中身はありませんでした。

道路というか、さっきの雇用の件につきましてもそうですが、まちづくり会社設立のことに関しては、設立すれば経費がかかるんじゃないかと、じゃあそれはどうするんだと、だれが責任持つんだということで、町は一切これはタッチはしないということを回答いただいております。

よろしいでしょうか。済みません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） おはようございます。平成24年第1回高鍋町議会定例会において文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての関係部分、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算書中、関係部分の3件であります。

その審査と経過と及び結果について御報告いたします。日時は3月8日から13日までの4日間、第4委員会室にて、文教福祉委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査においては西小学校のグラウンド、西中学校の管理校舎、町体育館にっております。

初めに、議案第11号の関係部分であります。

この条例改正は、国が進める地域主権改革に伴い、これまで法律で定められた義務づけの見直しをされたことによる条例改正であります。

委員より、この改正により委嘱する人が限定されたこととなるのかとの問いに、もともと法律で委嘱基準が定められていたのを条例で示すことになったということでもあります。

また、1条及び2条の委員の提出、今までは何人というふうになっていましたが、これを何々人以内としたのは人数を減らすことを考えているのかとの問いに、現在の委員の人数が多いことから、今後検討していく予定であるとの答弁でありました。

以上、全ての質疑終わり、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての関係部分について、反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。今回の要綱改正は、県の要綱改正による条例の一部改正となります。こちらは、今までは県内の市町村の区域内、すなわち高鍋町でいいますと、高鍋町に住所を有するものと、入所前に高鍋町内に居住地を有していた者が対象者であり、それ以外は非該当者でありました。ただ、改正後になりますと、まず高鍋町内に住所を有しない者と、入所前に高鍋町内に居住地を有していない者でも、一部該当者が出てくるということになります。

まず、住所を有しない者。1つ目に満18歳となる前日に保護者が高鍋町内に居住地を有していた者。次に、満18歳となる前日に保護者が高鍋町内に居住を有していない者でも、居住地を有していないかまたは明らかでなかった者で、高鍋町内に所在、所在していた者が該当となり助成することができるということになります。

そして、次に入所前に高鍋町内に居住地を有していない者でも、入所前に居住地を有していないか、また明らかでなかった者で、高鍋町内に所在していた者が該当となり、助成することができるとの説明を受け、委員より所在と居住の違いはとの問いに、居住とは住所の設定はしていないけれども居所、居所にて生活を営むもの、所在とは居所を構えず生活をしている者であるとの答弁でありました。

また、今回は所在ということがポイントになりますので、所在していたことを証明する方法はとの質問がありました。自分がその地に所在していたといえただけなのかということでの問いに、まだはつきり細かな要綱はないということです。ただ、第三者すなわち民生委員であったり、地区公民館長が証明しなければならないのではないかと答弁でありました。

以上、全ての質疑が終わり、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算書中、関係部分であります。

初めに、町民生活課、国民年金事務費になります。旅費についてですね。これは、国民年金事務費交付金初任者研修会というのが、今まで宮崎市内で開催されておりましたが、24年度から九州厚生局の管轄となり、今後福岡市、福岡県のほうで開催されることになったため、計上しているということでありました。

次に、郵便後納料金についてですね。国民年金の保険料を納付書で納付されている町民を対象に、口座振替の促進の勸奨状を郵送する予算として計上しているとの説明であります。

委員より、勸奨状を何通分を予定しているのかとの問いに、現在、当町の国民年金1号被保険者は2,070名ほどおります。そのうち850名程度が納付書で納めているということで、その分を予定しておると。通常、1通80円でありますけども、郵便物が100件を超える場合は、送料が1件当たり65円の計算になるとのことです。また、口座振替が促進された場合、1件当たり100円の交付金が国から交付される予定であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課です。教育総務費事務局費であります。以前、教育総務課で海外交流事業というものを実施しておりました。その積み立てを行っていましたが、国際交流基金、約1,700万円のうち、1,000万円を会計課で運用することとなったため、その利子収入を基金に積み立てるための科目、積立金を新設しております。

教育振興費です。昨年と違い報酬が減額となっている点は、23年度は中学校へ派遣す

る学校生活支援員1名の報酬分を教育振興費で対応していたが、24年度からは教育総務課づけとし、東西中学校へ1名ずつ常勤職員として配置することとしたので、その報酬分が減額となっております。

委員より、この中で委員より幼稚園就園奨励費補助事業というのがありましたので、その増額となった理由はとの問いに、国の基準に比べ低い高鍋町独自補助単価の見直しを年次的に実施しているためであり、毎年度200万円ずつ増額しているとの答弁でありました。

次に、教育振興費の問題を抱える子供等の自立支援事業についてであります。適応指導教室の中に、教職経験者からなる訪問指導員1名を配置し、各校と連携をとりながら、問題を抱える子供の相談や学習支援、学校復帰への寄り添い支援及び保護者相談を行い、早期も学校復帰を目指す効果的な支援のあり方を研究する事業であり、この独自の内容は県内でも先進的な取り組みとして注目されているとの説明を受けております。なお、24年度も県の事業募集を応募しておりますけれども、県自体が国の採択に漏れる可能性があるという可能性があるということです。県の委託金がそのため100%もらえる補償がないが、万が一県の委託金が得られない状況であっても、町単独で取り組みたいとのことであります。

次に、学校管理費、西小学校費ですね。西小学校費の学校施設維持管理では、緊急防災・減災事業を活用し、グラウンドの改修整備を実施したいこと。また23年度繰り越し事業として、国の学校施設環境改善交付金を活用し、第2棟校舎の耐震補強工事及び外壁の大規模改修工事を24年度中に実施する予定であると説明を受け、委員よりグラウンド改修工事がどのような工事なのかとの問いに、高鍋西小学校の運動場は長年の使用により、表土が削れて正しい勾配が取れていないと、よって、水はけが非常に悪くなっているということであります。このままでは、授業に影響を及ぼすことはもちろん、避難所としての活用にも支障を来すため、表土整地の上、グラウンド中央部分をかき上げするとともに、排水設備を改修整備したいと考えているとのことであります。さらに、現状では校舎側と運動場との段差が大きいということで、車両の出入りも支障を来しているため、この段差を緩やかにし、緊急車両、救援物資運搬車などがスムーズに出入りできるよう改善したいとの答弁でありました。

次に、教育振興費東西小学校についてであります。昨年と比べ、東小は600万円、西小は440万円以上減額となっている理由であります。23年度に新学習指導要領導入に伴い、教科書が変更となり、教師用教科書等の大規模整備を行ったことと、パソコンリース契約が24年7月で満了することに伴い借上げ料が減額となったためであります。また、パソコン機器のリースが満了した後に、必要となる保守管理手数料を新たに計上しているとのことであります。

次に、学校管理費であります。西中学校であります。報酬の増額理由は緊急雇用事業で、雇用していた技術員を嘱託職員2名分で計上しているための増であります。工事請負費の

学校校舎工事は南校舎屋上防水工事であり、緊急防災・減災事業で行うとの説明を受け、委員より漏水がひどいのかということで質問がされておりますが、また屋上へ避難する階段がなかったかという問いに、この校舎は屋上からの漏水に現在悩まされていると、現状があるということでありました。

また、この校舎は管理棟校舎であることから、通信手段、連絡手段など、学校の機能が集中しているところでもあり、災害時における避難所の管理運営上非常に重要な建物であるため、早急に改修を行いたい。また、周辺には高さのある建物が存在していないため、管理棟屋上を津波災害時の一時的な避難場所として活用するために、屋上からの昇降が可能となるような階段、及び屋上からの転落防止のための手すりを設置したいとの答弁でありました。

次に、教育振興費、東西中学校費についてであります。24年度は学習指導要綱改正に伴い、教科書が新しくなることに伴い、教師用の教科書、指導書、指導用準拠教材及びデジタル教科書を購入するため、需用費、消耗品費が大幅増大となっております。

委員より、デジタル教科書とはとの問いに、パソコンで読み込み教科書と同じ内容を電子黒板やテレビなどで拡大表示でき、そこに出ている画像を動かしたり、画面上に書き込んだりすることができるデジタル化された教科書であるということでありました。紙に印刷されただけの教科書だとただ活字を読んだり表を見るだけでありまして、デジタル化することによって、画像を動かしたり、その画像に書き込みをしたり、グラフなども歴史の変化を表現することができることと。

国語の授業では教科書の中にある物語を有名俳優の朗読で聞き、しかもそこにあるイラストを動かすこともできる。また、教師が生徒に注目してもらいたい部分をクローズアップすることができるので、生徒の集中力も高まる、算数などでも掛け算の仕組みや解説が紙の教科書に比べ機動的にできるとの答弁でありました。

次に、学校給食費であります。東西小学校の備品購入費は食中毒の回避と衛生管理の強化を目的として、真空冷却機を購入する予定であります。また、西小学校ではガスボイラーが老朽化しているということで、故障がちとなっているため24年度に入れかえ工事を実施する予定をしておるとのことでありました。

次に、社会教育課です。社会教育総務費、報酬では家庭教育や高齢者用の講座の事業を展開するための社会教育指導員2名分の報酬と、23年度まで緊急雇用創出事業で雇用していた、高鍋湿原など社会教育課が管理している施設の環境整備を行う嘱託員2名の報酬分を24年度からは社会教育管理施設環境整備嘱託員として計上しているとのことでありました。

また、負担金補助及び交付金の地区公民館大規模改修補助金では、下永谷地区公民館が対象であるとの説明を受け、委員よりどの箇所を改修するのかとの問いに、床のバリアフリーとトイレの改修を行う予定であるとの説明を受けております。

次に、公民館費であります。委員より工事請負費の蚊口地区学習等共用施設の屋上防水

改修工事とあるがとの問いに、現在雨漏りがあることから屋上防水改修工事を行うとの答弁でありました。また、備品購入費は公民館学習室のいす80脚の買い換え、ワイヤレスピンマイク2台を購入するというものであります。

次に、図書館費です。委員より、古文書の修復の進行状況はとの問いに、年間70から80冊で修復しているが、まだ残り6,000冊あるということで五、六十年かかると予想されております。そのため、今年からデジタル化をはじめ、古文書の内容が虫食いでなくなる前にDVD化して、今の状態で保存したいということでありました。今年希望としては、約2,000冊をDVD化したいということでありましたが、実際に古文書を解いてみると電子化するのも現在大変な状況であり、電子化しながら修復作業も一緒にしないといけないということでありました。

また、修復の技術というのは、高鍋町だけのものであることから、この技術を残していきたいとの答弁でもありました。

次に、生涯学習推進費、委員より印刷製本費はこの金額はとの問いに、岩村進先生に執筆してもらった湿原の草花やトンボの解説書、散策高鍋湿原の印刷を予定しているとの答弁を受け、委員より印刷製本費の部数はとの問いに、約700冊を予定しているとのことでありました。また、この本は有料で販売することも考えているとのことでありましたが、まだ金額などは未定であるということでありました。

次に、家老屋敷費についてであります。委員より、修繕料48万8,000円の増額の理由はとの問いに、トイレの目隠しの塀と、玄関に入ってすぐのくぐり戸の支え柱が2箇所が腐食しているということで、今にも倒れそうであるということで、予算計上したということでありました。

次に、美術館費についてです。委員より美術館長の報酬は今の館長に対して出すということかという問いがあり、今回の美術館長の報酬を上げたのは、新しく外部から招集しようということで計上しているということでありました。その予定者が、他県の県美術副館長をしていた方で、現在とりあえず内諾は得ているということでありました。

次に、特別企画負担金についてであります。500万円の予算で片岡鶴太郎展を計画しているとのことでありました。また、500万円は入場料、グッズ販売で見込んでいるとの説明でもありました。

次に、体育施設費についてであります。委員より前回実施された体育館の耐震診断ではどのような判定がなされたかの問いに、結果としては耐震性能は高いが、鉄骨屋根の柱の橋脚の部分が一部破損をしているということが判明して、その補修改修が必要であると判定されたということでございます。その補強をすれば、十分使用できることから、建物を残して大規模改修を行うこととしたいとの答弁でありました。

また、委員より体育館大規模改修工事では、体育館を避難所としての整備も考えているのか、またバリアフリー化の考えがあるかの問いに、町体育館は今でも避難所として指定されており、今回の大規模改修工事は緊急防災・減災事業を活用して行う事業である。

この事業は避難所としての強化機能を図ることをしなければならず、当然バリアフリー、身障者用トイレ、個室、更衣室等も必要ではないかと考えているとの答弁でありました。

また、委員より震災で問題となった公共施設の非構造部材、例えばバスケットのゴールなどがありますが、これについてどうするのかという問いに、つり下げ式のバスケットゴールについては、今回撤去しようと考えているとの答弁でありました。

最後に、健康福祉課であります。社会福祉総務費ですね。委託では福祉バス運行、補助金では社会福祉協議会補助、福祉活動専門委員補助、高齢者等保健福祉推進事業補助金が計上されておりますが、これは多様化する福祉サービスのニーズに対応する社協の業務を支援するとともに、ボランティアや福祉団体等の育成支援により、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを目指すとの説明を受けております。

次に、日常生活圏域ニーズ調査事業委託についてであります。平成24年度は65歳到達者のニーズ調査を行うということであります。また、調査は町内の調査員を雇用する予定であるとの説明を受け、委員より何名雇用するのかとの問いに、町内の方を調査員として考えているが、総務課と調整して決めることなので、人数についてはまだ未定である。また、今回の調査対象者は約390人であるとの答弁でありました。

次に、障害福祉費であります。地域生活支援事業では、地域で生活する障害のあるニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟な形態でサービスを提供することを目的に、手話通訳者等派遣委託、相談事業委託、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、移動支援事業等を計上しております。

委員より、障害者住宅改造助成事業は何名予定しているのかとの問いに、1件当たり上限が70万円ということですので、2件分を考えているとの答弁でありました。

次に、扶助費、重度障害者医療費であります。重度障害者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより福祉の向上を図る。身障手帳1級、2級の所持者、及び身障手帳の3級と療育手帳B1をあわせ持っているものを対象に、医療機関で支払った保険適用の一部負担額の月額1,000円を超える部分を助成することとあります。

児童福祉費、児童福祉総務費であります。公立、私立の連携強化、保育の質の向上のための、研修事業を行うための計上であります。昨年は、補助事業でありましたが、今年度から単独事業で計上しているということとあります。

委員より、説明にあった保育力向上委員会とはとの問いに、この事業は各園との連携の強化が目的である。公立から私立に委託が進んでおり、また公立が1園しかないことから、私立との連絡調整や連携が特に必要となったためであるとの答弁でありました。

次に、児童措置費であります。私立保育園委託事業の増額理由は、30名ほど児童数が増加しているためであり、公立保育園委託事業の予算は、高鍋町居住の児童を他市町村の公立保育園に入所委託は、23年度実績によるものであるとの説明を受けております。

同じく、子育て短期支援事業委託であります。こちらがじゅうじの家にショートステイ、2歳未満と2歳以上があります。緊急一時保護、トワイライトステイ、休日預かりの事業

を委託しております。

委員より、トワイライトステイとはとの問いに、時間延長して夜間まで預かることとの答弁であり、またショートステイの利用者で2歳未満の預かりはあったのかとの問いに、2歳未満の利用はないが、小学生で数件あったと聞いているとの答弁でありました。

次に、衛生費、予防費です。委員より結核検診委託の対象はとの問いに、65歳以上が対象者である。8月に1回目の案内書を発送し、9月に検診を行う。また、9月検診を受けなかった人に対し、10月にもう一度発送し、11月再度検診を行う予定であるとの答弁でありました。

次に、予防接種事業費の委託について委員より、各種予防接種委託の内訳とその根拠はとの問いに対象人数がつかめていないということもあり、昨年の実績に基づいているとのことでありました。ヒブワクチン740人、小児肺炎球菌ワクチン900人、子宮頸がん予防ワクチン700人分を計上しているとの答弁でありました。

最後に、健康増進事業費、がん検診事業費であります。子宮、乳がん検診の受診率の向上を図り、早期発見早期治療に努め、対象者に健康手帳やクーポン券を配布する予定であるとの説明を受けております。

以上、全ての質疑が終わり、議案第16号の関係部分について反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時30分から再開したいと思います。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

只今から質疑を行います。議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ゆっくりいいしますので、済みません。5点について質疑をさせて

いただきたいと思います。

全体的に見て、扶助費が多くなっていると感じておりますが、委員会ではこの問題についてどのような審査をされたのかお伺いします。

美術館、家老屋敷、歴史総合資料館の運営について歳入歳出のあり方についてどのような審査過程があったのか、お伺いします。

学校教育で要保護、準要保護についてどのような動向が見受けられているのか、審査をされたのか、お伺いしたいと思います。

古文書について、どのような歴史的価値があり、その活用について具体的に審査をされたのか、お伺いします。

美術館長の招聘について、どのような考え方、方向性を持って臨まれているのか、その内容審査過程ではどのようにされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） まず、全体的に扶助費が多くなっていることについてということでありますけれども、基本は個別の扶助費とかそちらの多く、少ないという意見はありましたけれども、全体として多くなっていることについてということといわれるとそのような質疑は、まずなかったということになります。

次に、美術館と家老屋敷の運営、歳入歳出についてなんですけれども、まず美術館については後で述べる館長の招聘、考え方と一緒になるのかと思うんですけれども、今回運営するにあたって、何とか美術館としてよくしていきたいという考えがあるということでお話は受けております。家老屋敷については、特段細かいそこまでの運営についてのことの質疑はございませんでした。

3番目の保護、これは後でちょっと、後回しにさせていただきます。

次に、古文書の価値、具体的にされたかということでありますけれども、予算上のDVD化とか、予算的なお話は質疑はあったり説明を受けたりしておりますけれど、古文書の価値ということになりますと、その質疑等はございませんでした。

館長の最後の招聘、考え方についてということでありますけれども、今3番、2番目に言った美術館の運営ということも合致するんですけれども、要は高鍋町のその美術館を盛り上げていって、文化の向上を図っていくということで説明は受けており、こちらの方、内定者の内諾をされている方ということ、まだちょっと氏名は言わないほうがいいのかなと思うんですけれども、その方は先ほど県外のほうで、副館長をされていたということもあって、実績、運営の仕方ですね、そういうことが熟知されているという方でありますので、今後の美術館としての期待をされている、大いに期待できるという方でありました。

最後に、後回しにした準要保護ですね。ちょっと、暫時休憩して。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時35分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 済みませんでした。委員長です。要保護、準要保護についての具体的な質問があったかということなんですけども、特段質疑はございませんでした。こちらのことに関しては、その予算を見るということで、説明は受けておりましたけども、それに対しての質疑はなかったということであります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の問題で、質疑はなかったけれども、審査をしたということは、要保護、準要保護について昨年度よりどうだったのかという説明は受けていると思うんですね。それがどうだったのかということを知りたかったのが一つですね。それで、全体的に扶助費が多くなっているという問題については、個別の扶助費については質疑をされたけども、全体的にはそういうなかったということなんですけど、個別の扶助費で例えば特徴的なものがあれば、私全部答えてほしいと思いませんけれども、例えば具体的にこういう扶助費については、こういうふうな観点で述べているよということの説明があったと思うんですね。

だから、高鍋町の予算の中で総じて見られるというのは、もう本当に固定支出が多くてなかなか投資的経費が確保できないという状況の中で、どこの自治体も苦慮している条項だろうと思うんですね。だから、その問題についてやはり私たちは関心を持ってみていくという必要が、議会は特にあると思いますので、それをもってして、やはり近年の社会の経済動向、いろんな動向をやっぱりしゃっと見ていかなければならないんじゃないかなというふうに私は思っていますので、住民がどんな生活をしてきているのかということを判断する上でも必要な条項ですので、できればどんな説明があったのかを含めて、議論がなかったということは関心を持って、そこの委員さんが臨んでいないということの報告だろうと、私はそういうふうを受けとめますので、やっぱり関心を持ってちゃんと協議していく、審査をしていく必要があるんだよということ、私はあえて申し上げたいと思うんですね。

例えば、古文書についてもやっぱりどのような歴史的価値があり、その活用についてやはりちゃんと聞いておかないと、中村さんは長いし、文教にも長くいたし知っているじゃないかと、何で意地悪く聞くんだというふうに思われるかもしれませんけれども、確かに私はその歴史的意義も、価値も、またその活用についてもある程度文教にいた当時に聞いて知っておりますけれども、そのDVDに、私は新しく議員になられた方についても、古文書のお金があるよと。そういうものの価値とか、そういうものがわからなければ、そういう予算を上げて、本来なら本当は投資的経費に使いたいと思っているのに、やっぱそれをちゃんと各担当される方が、それがあからちゃんと予算を計上していくということになっているんだろうと思うんですね。

それはちゃんと審査しないと、私たちが聞いたときにちゃんといえないと、共通の理念にしていけないと、議会の役割がやはりなかなか果たしていけないんじゃないかなというふうに思いますので、その問題についても逆に言えばどのような説明があったのかということ、詳しく述べていただければというふうに思います。

また美術館長の招聘について、盛り上げていくためという答弁の一边倒なんですけど、じゃあどのように盛り上げていくのか、副館長をされていたのであれば、いろんなやっぱりつながりも、美術館関係のつながりも恐らく強いんじゃないかなということも説明されたんじゃないかなと思うんですね。容易にやっぱり私たちが審査の中でも、私だったらこういう質疑を展開していくんだがということもあると思うんですね。

だから、期待を持って公民館長を招聘されるというのは決まっておりますので、まだなかなかお名前も言える状況ではないと思うんですけど、その方がその副館長でいらっしゃるながら、どのような具体的な例があったのか。

例えばその方のいわゆる功績によって、なんか片岡鶴太郎展は私たち政策推進課のほうの説明でもあったんですけど、これはどこでされても黒字なんだそうですね。だからということですからということの説明があったんですね。だから、私たちは政策推進課から聞くときには予算面でやっぱりどうなのかということでもしか聞かない部分もありますけれども、文化関係とかそういうものをやはり赤字でもやっぱりこれをやるんだという意味を持って審査をされているんじゃないかなというふうに、私は思っているんですね。

美術館だってこうやって考えて、歳入歳出を考えていけば美術館だって、特に家老屋敷なんていうのは歳入も見ていただければほんのわずかですよ。それに対して修繕をしたりとか、いろんなことをやっていくというのは、本当に財政効果でどんなものがあるのかというのが、考えると非常に私の発想が貧しいのかもしれないけれども、やはり文化的意義とかそういったものをちゃんと審査の中に盛り込んでいただかないと、お金を出す執行部からしてみれば、ちゃんとそれは説明してきたと思うんだけどというふうにおっしゃられても、私たち議員が何ら理解をしていないということになると非常にまずいというふうに思うんですね。やはり議会のある意味をしっかりと皆さんにお見せするためには、やはりここでちゃんと答弁をしていただけたらというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） まず美術館長についてでありますけども、盛り上げていきたいということでお話はさせていただきました。それについて、どのようになんていうことなんですけども、こちらの県外のほうで副館長をされていたということで、一応実績としてやられていたということで、まだじゃあどういうふうに行ったのかというのは聞いていないんですけども、当然美術館を運営するに於ける企画力であったりとか、その手順であったりとか、先ほど言った、つてですかね、そちらもあるというふうにはお話は聞いていますけども、じゃあどのようにあるの、だれがあるのというところまでは質疑はなかったです。ありませんでした。

準要保護とか、要保護の——その前に扶助費ですね、扶助費についてどうだったのかとうことなんですけども、一つ一つ前年度予算で、例えば老人措置費の扶助費であったり、それは昨年度ほど変わらないというのがありますし、障害福祉費もほぼ変わらないという、3,900万円に対してことしは4,000万円であったとか、生涯福祉費扶助に関しては昨年2,289万2,000円というのが、ことしは2,544万円ということでありましてけども、こちらのほうは内訳でいえば居宅介護が480万円、児童デイサービスが1,440万円、短期入所が90万円とかそういうふうな説明は受けております。それについて高い低いという、こちらについては特段なかったんですけども。

あともう一つ挙げるとすれば、そうですね、障害福祉費の扶助費ですね、こちらのほうはちょっと昨年と比べて1,690万円増額になっておりました。これについて、説明を受けているだけで質疑はなかったですね、こちらのほうはね。失礼いたしました。あとは、そのような感じで、扶助費に関してはどのような中身的なもの、どういう内訳があったのかという説明は受けております。ちょっとそこで細かな質問はあったと思いますけども、ちょっと文書に今こちらのほうには書いておりません。申しわけございませんが。

あとは、要保護、準要保護について、昨年に対してということで質疑があったか、説明あれしたかということなんですけども、申しわけないんですけど先ほどと同じ内容ですけど、質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これで各常任委員長報告に対する質疑は全て終わります。これから、1議案ごとに討論採決を行います。

まず、議案第9号町道路線の廃止について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第9号町道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第10号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決いたします。本案に対する産業建設常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長及び文教福祉常任委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第11号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、産業建設常任委員長及び文教福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第12号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は

可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第13号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

国の震災復興の中で第3次補正予算が出され、高鍋町では時間がなかったにもかかわらず、防災・減災事業として学校の安全安心を享受できる場所として計画、使い勝手のよい高鍋町体育館の総合的な見直し、基地の存在そのものに賛成するわけではありませんが、再編交付金を使つてのバス確保など、執行部のたゆまない努力は見えますが、この予算の中には常に申し上げている点の整備については、具体的な成果も期待できないような計画が目白押しです。

町長は、本当に商店街活性化策は効果を発揮できると考えておられるのでしょうか。平成23年度までにつぎ込んだ路線整備などを含めた予算、1億円を持ってしてもなかなかその成果は見られません。

また、その検討する中で若者がいるから、頑張っているからとの期待感で答弁されたりしてきましたが、若者なら農業者、労働者の中にも多く存在します。そこに光をあてる政策なら喜んで賛成できます。しかし、まちなか活性化事業でも顕著な成果が見られないまま、今年度は新たな計画が立ち上げられます。願わくば、この中に商店街の若者が雇用されないことを切に願います。

また、めいりんの里運営では、近年口蹄疫、レジオネラ発生などで赤字運営となりましたが、担当課長は当初の集客計画からは外れていないと開き直りともとれる答弁がありました。赤字ならそれを率直に認め、その問題点にしっかりと対応することが必要です。計

画していた数字と変わらなければ、何が問題点など株主総会で検討されたのか。委員会の報告でも問題点については明らかにされませんでした。一時閉鎖してでも働く人を公募し、公明正大な中での人材育成を行うことが必要だと私は考えます。

また、今年度の予算に計上されている加工場建設についても、不明朗です。いつの間にか道の駅のような施設になって、温泉で売られていた農産物など販売されていたというのでは笑い話にもなりません。四季彩のむらの中から出ている発想がそのまま計画へと移ったのだと考えられますが、雇用もないのでは、何のための施設かと住民からの非難はまぬがれません。

予算全てを反対するものではありませんが、無駄遣いをさけて予算執行されると考え、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決いたします。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号を起立によって採決いたします。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。13時から再開をいたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第9. 議案第15号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

○議長（山本 隆俊） 日程第9、議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから日程第17、議案第24号平成24年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。

委員長、時任伸一議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは、平成24年第1回定例会において、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は9件であります。

平成24年度町特別会計予算（案）7件と、町水道会計予算（案）1件、及び条例改正（案）1件であります。

3月8日と3月9日の2日間にわたり、第3会議室において議長を除く、議長はいつものとおりオブザーバー、残り15名全員で構成する特別委員会で、担当課の出席を求め、慎重審議し、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、報告は担当課ごとの審査になりましたので、担当課ごとに議案をまとめまして御報告いたします。

まず、議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。これから5件は健康福祉課の担当ですのでまとめて続きまして、順番は違ってきますが、御報告申し上げます。

3年ごとの見直しの期間、これは省令に基づくことで改正が3年ごとになるわけであり。所得による保険料の6段階の額の改定であります。平均伸び率6.1%、保険料は上がりますが、県内の市町村は平均伸び率6.1%前後で、高鍋町は上げ幅が非常に少なかったもので、26市町村の中で下から4番目の金額となっております。3,933円、平均値です。安い県内平均は5,142円になっております。

質疑では、特段の質疑はなく、採決の結果、議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算についてであります。介護保険は先ほど申しましたように平均6.1%のアップになりましたが、そのアッ

プした保険料を含み、基金より4,000万円を充当し、一般会計から2億3,000万円を繰り入れての予算、総額15億500万円余の歳入歳出予算であります。昨年比全体として5.2%の増です。

質疑では、基金繰り入れの4,000万円は毎年行うのかという質問がありました。これは、説明では3年間にわたり今基金積み立てをしている金額は2億3,000万円か4,000万円あったと思いますが、3年間で1億3,000万円を投入する予定であるという説明です。

さらに、小規模の特養、特別養護老人ホームの計画があるようだが、あとどれくらいの待機の方々がおられるのかという質問に対しては、去年の平成23年度の調査ではまだ35名の方がいらっしゃるという回答でした。また、保険事業等へ力を入れて、認知症だの健康被害を起こす高齢者が多い現状ですので、脳健康教室というものとはどんなものかという質疑に対して、公文学習教室と東北大学の川島先生の共同開発による認知症予防に非常に効果のある読み書き計算のテキストを使って行われているものだという説明がありました。

採決の結果、議案第21号平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、次も議案第20号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてです。高鍋町、御存じのように新富町、木城町、3町の高齢者の数を毎年チェックしながら歳入歳出必要経費を3町で割り振るという予算であります。

質疑はなく、採決の結果、議案第20号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次は、議案第17号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出28億1,500万円余、前年比3.1%の増です。歳入の増は療養給付交付金と県支出金が制度改正のため増加するため見込みになること、繰入金に基金より5,000万円を取り崩し計上したこと、歳出では新規保険事業に力を入れていきたいということで、特に特定検診の受診率が65%を政府は目標とされていますが、それを下回るとペナルティーが科されると、ちょっと理解に苦しむんですけども、そういうことになるので。

質問で税率を上げるのかという質問がありましたけど、現在のところ保険税は上げなくてやっていく方向だということ、特定検診のペナルティーは幾らくらいになるかという、総論的には答えとしましては、最大で後期高齢者支援金、約3億何ぼと思いますが、その10%の約3,000万円程度が最高のペナルティーの金額になるだろうという説明がございました。

それから、特定、この検診の会場を例えば皆さんの地区の公民館を会場として、公民館単位にやろうという案があったんですが、公募の結果、今のところ応募してきている公民館はない。というのも、一つは医療スタッフが集まる人数が40人を超えるくらいでないと合わないということが大きなネックになっているという回答でありました。

以上のような質疑の後に採決に入りまして、議案第17号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出4億5,200万円、前年比9.7%の増、主なるものは広域連合への納付金4,200万円の増である。

質疑に入りまして、医療費、後期高齢者の方々の医療費の分析は行っているのかという質問に対し、県単位で2年に1回行っている市町村単位では行っていないという回答でした。採決の結果、議案第18号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、健康福祉課の議案でございます。

次に、上下水道課担当の上下水道事業についてです。

議案第19号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出4億2,300万円、前年比5.8%増、全体的にじゃあ23年度までにはどのような普及率かといいますと、全人口比に対して普及率33.2%、前年比1.6%の増、毎年毎年計画立ててやって伸ばしておりますので、本年度は葦崎交差点付近と菖蒲池の地区を合計延長740メートル、受益者面積3.9ヘクタールの工事を予定をしている。請負金額は8,820万円を実施するという事です。

質疑に入りまして、工事費算定は見積もりなのか。答えとしまして過去の工事費によるメートル当たりの単価を今度の工事予定の距離に掛けて出している。

次の質問は、交差点付近の工事は推進工法で行うのか。答え、開削工法の予定である。しかし、地下埋設物の支障があるようなことであれば推進に切りかわる場合もあるという答えでした。

採決に移り、議案第19号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号高鍋町水道事業会計予算について、給水戸数8,588戸、年間配水量225万8,883立方メートルを予定しての予算編成であります。収益的収支は4億3,240万8,000円に対して、支出総額は4億8,741万6,000円であります。

質疑に入り、非常時においてこのたびの東北の大震災みたいなことが予想されておりますので、経験しておりますので、各配水池、池ですね、ためるところ、どのくらいの容量が確保できるのか、ああいう時期に災害が起こった場合はどのくらいのプールができるのかということですね。青木の配水池の能力、1,500トン、貯水量で、竹鳩2,360トン、1日の給水能力6,000トンであって、半日以上は確保できる状態、数字的にはそうなる。しかし、非常時ですから使い方が非常に少なく使うわけで、1週間は確保できると思いますという答えです。また、竹鳩浄水場は直接井戸から組み上げておりますので、常に水を貯留すること、ためることができる、可能であるとの回答であります。よって、

災害時にも少々の時間は大丈夫であるということです。

採決の結果、議案第24号平成24年度高鍋町水道事業会計予算につきましては、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、建設管理課、議案第22号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算ですが、歳入歳出8,000円の予定であります。清算金払いを1人残すのみの状態となつて、本会計中に必ず終わるという見込みであるという説明です。

質問で、本人は納得されているんですか、その一人の方は。納得されて、確実に終了できるという答えであります。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、産業振興課、議案第23号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、歳入歳出1,500万7,000円、前年比11.8%の減、御承知のように畜産農家が五、六割程度の復興の状態ですから、水を使わなくなるということだろうと思います。116件の畜産農家と、0.206トン/秒当たりの水量、年間水量61万トンの水利権などの説明がありました。その範囲以内での事業であるということです。

質問に入りまして、安愚楽の件はどうなったか、今回入れかえられ別の使用者が引き継ぎされたという回答です。水利権が満杯ということか、別の廃業者が出ないと現在では満杯状態であるということですね。

次に、基金の積み立ての目的は何なのか、水土里ネットの問題が思い起こされるというような質問に対しまして、通常にない非常に矛盾した点があるが、巨額の水量制御装置などを最初からつくるほどはないということで、土地改良区の施設維持管理の部分に協力できるようなことがあればいいねというような回答がありまして、そういうことを話しておられる状態であるということでもあります。

以上、質疑を終わり、採決の結果、議案第23号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。確かに月額保険料から判断すると、県内で決して高いほうではないと考えておりますが、介護保険には基金が積み立ててあり、負担増を避けるためにもっと取り崩していただきたかったと考え、増額する改正には反対です。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第17号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

確かに基金が底をつき、借入を行いながら医療費の伸びを7%まで膨らませながら、基金積み立てをこの2年間行ってまいりました。その成果で基金も4億円を超えました。国は、国が果たす役割を地方自治体へ押しつけながら、医療費に対する負担分をまた減らしました。また、県に対して一般財源化とするため、財政基準が高い高鍋町へは注視しないとその負担分を減らされることもあり得ると考えます。若い世代の収入が減らされ、お年寄りの年金も減額される中で、生活がどうなるのかとの不安感が町民にはあります。だからこそ、基金の1億円繰り入れを行い、保険税をほんの少しでも減額することが必要です。

町長は、住民に安心や公平性のある財政運営を約束されております。一般会計から商店街活性化策にお金をつぎ込んでも、その分国保は3,000万円が減らされました。国保加入者は何世帯いるんですか、商店街にいらっしゃる世帯は何世帯ですか、よく考えていただきたいと願い、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第17号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第18号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

この案件には、温泉利用をするための予算も含まれておりますが、質疑を行う中でどの

ような疾病が多く存在するかなどが県広域で運営されているため詳細な内容が明らかにされませんでした。

特に、医療機関への支払いが多くなればなるほど予防に力を注ぐべきなのに、疾病がわからない、早期発見、早期治療に自治体独自の事業が反映されないなど、おざなりともいえる医療制度に異を唱えるものです。現在は認知症についてもアルツハイマーを除いて治療法が確立され、自宅での療養が可能となるまでに医学の進歩が目覚ましいものがあるようです。しかし、広域運営ではそのような問題点がどこまで審議されているのかよく見えません。お金を負担するだけで、詳しい内容を審査できないとなれば自治体の権限がないにも等しいと考え、反対いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第18号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第19号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第20号平成24年度高鍋

町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第21号平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

介護保険の利用の仕方も保険料も3年ごとの見直しはなされますが、介護企業にとっては有利かもしれません。民間のデイサービスについては、ケアプラン者が企業に属しているため、どうしても要介護度が下がる立場でのケアが不足していると考えます。

また、その問題に対して立ち入り調査権も高鍋町にはありません。介護保険料を支払っている住民から、いつお世話になるかもしれないから納めているとお話がありました。年をとってもいつまでも元気で本来なら介護保険のお世話にならずに終焉を迎えたいと願いながら、お世話になるときは介護度が低くなるような介護をしていただきたいと願っております。お金を負担するだけでなく、もっと住民から支持される保険制度を希望して、反対の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第21号平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第22号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第24号平成24年度高鍋町水道事業会計予算について討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成24年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第25号

○議長（山本 隆俊） 日程第18、議案第25号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第25号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ186万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,935万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、補正予算（第5号）に計上いたしておりました学校施設環境改善交付金事業につきまして、事務費分の補助金が上乘せされて交付される旨の内定通知がありましたことから、事務費にかかる予算を追加するものでございます。

また、歳入歳出の差し引き調整額を公共施設等整備基金に積み立てるものでございます。あわせて、この追加補正等に伴う繰越明許費の追加、変更と、地方債の変更を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。それでは、一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、先日議決をいただきました一般会計補正予算（第5号）に

も計上いたしております学校施設環境改善交付金事業につきまして、通常補助金は事業費に補助率を乗じて交付されるところでございますが、今回はその補助金の1%分につきまして事務費の補助金として上乗せ交付されることがわかりまして、それに伴う追加を行うというものでございます。

また、この事業にかかる地方債につきましては、後年度に地方交付税で措置されますことから、事務費分の発行可能額として認められる事業費1%分、見合い分なんです。この分の地方債のほうも手当したほうが将来的には財政的に有利になるというようなことで、その分も上乗せして借りるということで増額となっております。

それでは、最初のほうをお開きいただきたいと思えます。

10ページ、11ページでございますが、財政管理費の基金管理費でございますが、これは歳入歳出の差し引き分が出ておりますので、その差し引き分を公共施設等整備基金に積み立てるということで調整しております。

小学校費、中学校費の学校管理費、これは需用費でございますが、今申し上げました補助金の追加分と事業費の1%分ということで、その分を計上した額でございます。歳出は以上でございます。

歳入のほうをお願いいたします。8、9になります。

配当割交付金でございますが、この配当割交付金は現時点で確定しておりますので、その確定額を計上したところでございます。

教育費国庫補助金につきましては、事業費にかかる補助金の1%額、先ほど申し上げましたが、事務費分の1%分の補助金として上乗せされた額でございます。

教育債でございますが、これも同じくさっき説明申し上げましたとおり、事業費1%見合い分の増額分でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございますが、追加1件、変更2件でございます。まず、自立支援システム改修事業でございますが、これは障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴う、システム改修の仕様案につきまして、国からの提示が3月までずれ込んでおりまして、そのシステムの変更作業に着手がおくれた関係上、納期を5月下旬まで見込まざるを得ない状況でございます。そういう関係で繰越明許を行うということでございます。

変更2件の学校施設環境改善交付金事業につきましては、事務費分にかかる限度額の増額ということでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、これにつきましても先ほどから申し上げましているとおりの事務費分の増額分がありました関係で、限度額を増額をするということで補正を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 3ページの自立支援システム改修事業についてなんですが、国の提示がおくれているということなんですけれども、どういったところが主に改正される予定なのか、そのところがわかっていれば、まだ法案が通っていない部分があれば、またそれもこの法案が通っていないということでお答え願えればありがたいと思います。

それから、配当割交付金を含めてこういった通達が来たのは、配当割交付金についても現時点で確定ということですので、この報告が来たのはいつぐらいだったのか。やっぱり補正予算を組むとなればそれなりの事案がないとなかなか組むのが難しいかなというふうにならざるを得ないものから、そのことについては補正予算の第5号についての絡みも合わせてお答え願えればと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。補正予算書の3ページの上段の社会福祉費自立支援システム改修事業の内容についてでございますが、現在障害者の制度改革推進本部などにおきまして検討が加えられておりますが、来年度4月1日施行の概要でございますけれども、まず1つは利用者負担の見直し、これは応能負担に切りかえていこうということで準備が進められておりましたけれども、これが4月1日から応能負担になるということ。

それから、障害者の範囲の見直し、発達障害の関係の対象者が自立支援の対象になると、発達障害者も自立支援給付の対象者になるということでございます。それから、相談支援事業をさらに充実していこうということで、相談支援体制の強化、それから支給決定プロセスの見直しということが4月1日から施行されます。それから、障害児支援の強化ということで、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実していこうということになっております。

今回、主なものにつきましては、障害児につきましてデイサービス、通所支援サービスを受けている児童について、県が給付の事務をとっておりましたけれども、これがまた市町村の事務に変わるということでのシステム改修、それから相談支援事業が拡充強化をされまして、各事業所に相談支援事業、相談の窓口を設定しまして、その相談に対する給付費が強化されると、始まったということでございます。

以上のような内容でございます。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。今、配当割交付金のお尋ねですけど、この交付金とか譲与税関係ですけど、これは大体年に3回、7月、11月、3月が交付月だと思っておりますが、今現在3月分がまだすべて来てないか、そろそろ来るかという時期かと思っておりますけど、今現在の配当割交付金については今、先ほど申し上げましたとおり、確定したというのが昨年末じゃなかったかと思っております。

普通予算つくるときには、歳出側を固めまして、それに財源手当をして歳入を固めると

いうことですが、補正5号でもう繰越金、それと交付税等全部出し切っていて、調整する財源が正直なところなかったというのが1つ。

それで、積立金を100万円計上しておりますが、逆に言いますと6万5,000円の配当割交付金を上げれば、積立金を計上する必要もなかったわけですけども、今現在確定しておりますし、これが繰越金に化けてもまた来年度の予算で基金に積むということになりますので、この際もう確定しているということなので、この額を計上してその差を積立金に充てたというところがございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が繰越明許費で聞いた一番大きな理由は、4月から施行されるものがあるにもかかわらず、これが5月くらいまでずれ込んで事務手続きが大丈夫なのかなというのが一つ、だからちょっとあってね。やはりそして障害者の皆さんの中には、例えば発達障害を持っていらっしゃる家族の方なんか、すべてにこの連絡が行き届いているかという、私非常にちょっと心配な部分があるんですよね。そのことを考えたときに、もう4月1日から始まることにまだ5月までずれ込んでいくというのが、事務作業で大丈夫なのかなというのが一つ大きな心配要因であったために質疑をしたところなんです、その問題点については大丈夫なんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。今、対象者につきましては、文書等で発送をして手続を行ってもらっているところですが、特に先ほど申しあげました障害児のデイサービス支援、これは県が今まで取り扱っていたものでございまして、その対象児童名簿が県のほうから参っております、その対象児童名簿のところに申請をしていただくように今手続を進めているところでございます。

給付を実際に受けて、高鍋町が給付額を支払うというのは2箇月後でございますので、システム改修を速やかに行いまして、その点につきましては間に合うというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やはり一番混乱されるのは県のほうからやっぱり町の市町村のほうへ移譲された事柄が、やはり障害児とか障害者いらっしゃる家族にとっては非常に大きな不安感あるとお聞きしているんですよね。本当今までの対応よりもっときめ細やかな対応ができるのかと、そしてそれらも県のほうがずっと構築してきた問題ですので、それが町などでちゃんとそれが構築したのがそのまま反映されるのかどうかと、これは医療保険制度と一緒に手続きについてはシステム改修というのが非常に利用できるのかどうかということが、利用しやすい状況にあるのかどうかというのが私は一番心配をしているわけですね。

だから、打ち込む人が、担当者がなれていないと、なかなかそのところがうまくいか

ない部分もあるんじゃないかなというふうに思いましたので、システム改修については、できればもう少し早い段階でして実施訓練も含めて、ある程度作業手順をちゃんとしておかないと2箇月後であつてもちゃんとできないといった状況になったら、非常にまずいんじゃないかなという気がちょっとするものですから、医療機関とその辺のところをちゃんとお話されていれば問題ないと思うんですけれども、もし万が一ずれ込んだ場合、2箇月後に間に合わなくなる可能性がひよっとしたら出てきたりしたら大変かなというふうによつと思つたものですから、その辺の確認をしたかったというのが一つ大きな私の質疑の趣旨ですので、そこをちゃんと確認できればありがたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 答弁はいいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第19、発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について議題といたします。

趣旨の説明を求めます。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。発議第1号、平成24年3月19日、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、高鍋町町議会議員中村末子、賛成者、岩崎信や、柏木忠典、八代輝幸、青木善明、各議員でございます。

それでは、間間を読みながら、説明を行いながら意見書の提案とさせていただきたいと思つています。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書、昨年は東日本大震災や台風などにより全国各地で大きな被害が発生しました。そうした中、公務労働者は国、地方を分かたず復旧復興に向けて全力で取り組んでいる。国の機関ではこれらの活動にあたり、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。仮に、国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などの取り組みは

極めて困難であったと考えられる。そうした復旧復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や構造改革路線の問題点が指摘されるとともに、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには国と地方の双方による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになった。

これから、この宮崎県高鍋町でも南海沖地震が予想されます。そのときでも公共の公務やサービスがしっかりと整えていなければ、私たち住民の安全・安心が共有されることはございません。そのことも踏まえていながら、3点について意見書を提出します。

憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務公共サービスの体制・機能の充実を図ること、2、国の出先機関を原則廃止するアクションプランや、独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針を見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために、必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること、3、行政サービスの低下を招く国の出先機関の廃止、地方移譲はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第20、発議第2号公的年金2.5%削減に反対する意見書の提出について、議題といたします。

趣旨の説明を求めます。3番、岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 発議第2号、平成24年3月19日、公的年金2.5%削減に反対する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者は、高鍋町町議会議員岩崎信や、賛成者は同じく中村末子、柏木忠典、八代

輝幸、青木善明の皆さんです。

読ませていただきます。公的年金2.5%削減に反対する意見書。厚生労働省は、特例水準を解消するとして3年間で2.5%の年金削減を行おうとしています。当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。

しかるに今回、特例水準解消2.5%削減を強行することは、高齢者の生存を守る立場から、また地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。高齢者の置かれた生活環境は当時に比べても格段に悪化しています。高齢者の生活環境の改善こそ求められています。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

1、公的年金の2.5%削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号公的年金2.5%削減に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 2. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 日程第 2 2、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 2 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成 2 4 年第 1 回高鍋町議会定例会を閉会します。

この後、2 時 5 分から議員協議会を開きたいと思いますので、第 3 会議室のほうにお集まりください。

午後 1 時 55 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員